

4 資産の保存状況と資産に与える影響

4.1 現況

4.1.1 資産全体の保存状況

本提案は6件の構成資産からなるシリアル・プロパティであり、文化財保護法等の関連する法律に従い、地方公共団体によって適切に管理されている。

構成資産の中には、部分的に改築又は移築されたものもあるが、顕著な普遍的価値を示すのに重要な要素である、建造物、石碑等の位置・セッティングについては、いずれの資産においても良好な状態を保っている。また、地表に現存しない主要施設についても、地下遺構に関する発掘調査を行い、残存することを確認している。

各建造物の復元にあたっては、当時の絵図や設計図などの学術的資料や埋蔵文化財の発掘調査などを基に多角的に検証し、その結果に基づいて、所有者・学識経験者・行政経験者等からなる組織において、工法や保存修復、環境整備等の方針を決定し、復元している。また、事業完了後には、復元、修復、環境整備にかかる記録をまとめた報告書を刊行している。

さらに、創建当時の意匠や構成資産及び周辺景観の維持を目的とし、定期的な修復や樹木の伐採等を実施している。すべての構成資産について、火災による焼損防止を目的として、自動火災報知設備及び各種の消火施設・避雷施設を設置し、防火・消火に関する組織の運営についても万全を期している。

4.1.2 各構成資産の保存状況

各構成資産の保存状況については、以下に示すとおりである。

(1) 足利学校

足利学校は、往時の学校施設の敷地がほぼ史跡として保護・保存されている。

史跡の構成要素となっている諸建物として、大成殿（孔子堂）のほか入徳門、学校門、杏壇門きょうだんもんといった諸門等が現存する。このうち一部の建物は、平成23（2011）年に発生した東日本大震災とその後の余震によって被災した。主なものとして、大成殿（孔子堂）は建物全体に傾きが生じたため、文化庁の指導のもと修復を行った。

また、足利市重要文化財の旧足利学校遺蹟図書館は屋根瓦の一部が落下したが、足利市文化財専門委員会の指導のもと修復を行った。

方丈、庫裡及び書院等の諸建物は、宝暦5（1765）年の『足利学校雷災後普請仕様書』、宝暦年間（1751年～1764年）から文政年間（1818年～1831年）にかけての絵図及び発掘調査の学術的成果に基づき、厳密な考証を経て復元した。

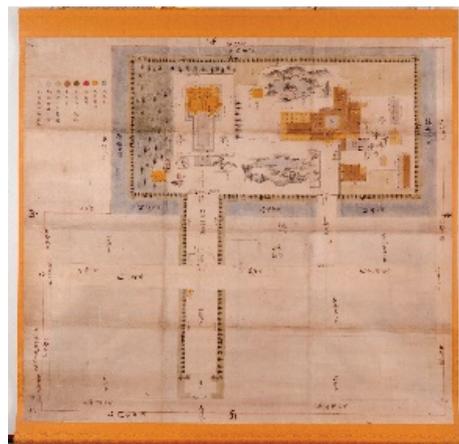


写真 4-1 史跡足利学校復元時絵図

（「境内惣坪数並諸建立物絵図」）

史跡に指定されている敷地や往時の主要な建物は、重要な構成要素の位置やセッティングとともに良好な状態で保存されており、構成資産の顕著な普遍的価値は継承されている。

表 4-1 足利学校の法的保護、修復・整備の経緯

年号（西暦）	法的保護、修復・復元の内容
明治 6（1873）年	廃校後、東半分にある建物は足利市立東小学校の校舎として利用されるが、新校舎建設とともに取り壊された。
明治 15（1882）年頃	南側書庫を孔子廟南西隣（もともとの位置）に建築
明治 18（1885）年	大成殿の屋根葺替、部分修復工事
明治 25（1892）年	杏壇門が火災により焼失
明治 33（1900）年	杏壇門を再建
明治 36（1903）年以降	南側書庫及び閲覧所を図書館として開館
明治 42（1909）年	正一位靈驗稻荷社を現在地に移転し、覆屋（拝殿）に納める。
大正 4（1915）年	足利学校遺蹟図書館を建築。南側書庫を移転
大正 10（1921）年	史蹟指定
昭和 12（1937）年	北側書庫建築
昭和 38（1963）年	オート三輪の衝突により入徳門が押し倒されたことによる修復工事
昭和 42（1967）年	収蔵庫建築
昭和 46（1971）年	学校門の屋根葺替・部分修復工事
昭和 47（1972）年 昭和 49（1974）年	大成殿の屋根解体工事及び屋根瓦全面葺替工事
昭和 56（1981）年	史跡足利学校跡保存整備事業着手
昭和 60（1985）年	追加指定
平成元（1989）年	追加指定
平成 2（1990）年	発掘・資料調査の成果を基に復元（方丈・庫裡・書院・衆寮・木小屋・土蔵・裏門・南庭園・北庭園・堀と土塁）
平成 6（1994）年	足利学校遺蹟図書館・南側及び北側書庫が足利市重要文化財に指定
平成 10（1988）年～ 平成 14（2002）年	入徳門・学校門・杏壇門の屋根葺替、部分修復、解体修復工事
平成 14（2002）年度	大成殿の基礎等の部分修復工事
平成 20（2008）年	屋根葺替工事（衆寮 ^{しゅりょう} ）
平成 23（2011）年	東日本大震災とその後の余震の影響を受け、大成殿全体に傾きが生じる。また、足利学校遺蹟図書館屋根瓦の一部が落下したため、修復工事を実施
平成 24（2012）年	大成殿北側に倒壊防止用の木枠等を設置
平成 27（2015）年	「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が日本遺産認定
平成 30（2018）年～ 令和 2（2020）年	大成殿修復工事

表 4-2 足利学校の主たる建造物

名称	創建年	修復・復元	指定等	沿革等
(1) 現存建造物				
入徳門	寛文 8 (1668) 年	修復：平成 10 (1998) 年～ 平成 14 (2002) 年	史跡附	史跡の附属建物
学校門				
杏壇門				
大成殿 (孔子堂)		修復：昭和 47 (1972) 年～ 昭和 49 (1974) 年 平成 14 (2002) 年 平成 30 (2018) 年～ 令和 2 (2020) 年		史跡の構成要素
正一位靈験 稲荷社	天文 23 (1554) 年	移築：明治 42 (1909) 年	—	近世の図面では足利学校の敷地内にあるが、遺蹟図書館の建築に伴い土塁の外側に移築された。
堀・土塁(西 半分)	中世	移築：大正元(1912)年	史跡	大正元(1912)年の足利学校管理委員会日誌に改築の記録が残る。
れきだいしやうしゆ 歴代庠主 の墓	寛延 2 (1749) 年 以前	修復：平成 2 (1990) 年	—	墓石が 20 基並ぶ。
松川東山の 墓碑	寛政 8 (1796) 年	修復：平成 2 (1990) 年	—	足利学校の再興を図るも志半ばで病没した漢学者の墓碑。
(2) 復元建造物				
方丈	宝暦 6 (1756) 年	復元：平成 2 (1990) 年	—	宝暦 5 (1755) 年の普請仕様書、宝暦期から文政期までの絵図及び発掘調査の成果に基づき復元。
庫裡				
書院				
衆寮	寛延 2 (1749) 年 以前	復元：平成 2 (1990) 年 修復：平成 20 (2008) 年		
木小屋		復元：平成 2 (1990) 年		
土蔵				
裏門	寛延 2 (1749) 年			
南庭園	宝暦年間 (1751)		寛政年間 (1789 年)	

北庭園	年～1764年) 以前			～1801年)の絵図及び発掘調査の成果に基づき復元。
堀・土塁(東半分)	中世			
(3) 関連建造物				
足利学校遺蹟図書館	大正4(1915)年	—	足利市重要文化財	歴史的役割を象徴する国宝書籍の保管施設として欠くことのできない建物。
北側書庫(石造書庫)	昭和12(1937)年	—		
南側書庫(文庫)	明治15(1882)年頃	移築:大正4(1915)年 昭和12(1937)年		—
収蔵庫(新々文庫)	昭和42(1967)年	—	—	国宝書籍の保管施設

*表4-2で示した資産はすべて史跡の指定範囲内に位置している。

(2) 閑谷学校

旧閑谷学校の修復記録は、安永4(1775)年の聖廟外門、閑谷神社神庫からみられ、明治8(1875)年に閑谷神社本殿、明治28(1895)年に聖廟東階・西階が修復されている。昭和34(1959)年から昭和37(1962)年にかけて行われた修復は、当初の工法、技法調査が事前に行われ、講堂、小齋、習芸齋及び飲室、文庫、公門、閑谷神社本殿などほとんどの建造物を原形に修復する大規模なものであった。令和元(2019)年に、閑谷神社本殿の葺替えが行われ、創建当初貞享3(1686)年の瓦が5割超えであることが確認されている。

その一方で、旧閑谷学校は300年以上前の姿をほぼ完全に伝えている。元禄14(1701)年に建造された講堂は、教育施設として唯一国宝に指定されている。それに附属する藩主が臨学した際使用する小齋、教室として利用された習芸齋・飲室・文庫・公門などの建造物、孔子の御霊屋である聖廟・閑谷学校の創始者である池田光政を祀る閑谷神社(芳烈祠)、さらにそれら主要な建物群を取り囲む総延長765mの石塀も重要文化財となっている。



写真4-2 閑谷学校講堂

東隣には創設者である岡山藩主池田光政の髪、爪、齒を埋納した御納所がある椿山があるほか、学校作事の中心となった津田永忠宅跡、訪問客の応接の場として設けられた黄葉亭がある。

講堂西側には人工の築山である火除山ひよけやまがあり、近世には学房（寄宿舎）をはじめ、吏舎、習字所、校厨、客舎、米蔵など多くの建造物があったが、幕末期に焼失し、現存していない。学房跡には、明治 38（1905）年に閑谷中学校の新校舎が建てられ、現在は資料館として利用されている。このように旧閑谷学校は、近世当時の学校の空間そのものを現代において体感できる点が特徴である。構成資産の顕著な普遍的価値は継承されている。

表 4-3 閑谷学校の法的保護、修復の経緯

年号（西暦）	法的保護、修復の内容
明治 3（1870）年	閑谷学校廃校
明治 6（1873）年	閑谷精舎として再興
明治 10（1877）年	閑谷巖として再興
明治 36（1903）年	私立閑谷中学校となる。
大正 10（1921）年	岡山県に移管。県立閑谷中学校となる（のち県立和気高等学校閑谷校舎に改称）。
大正 11（1922）年	史蹟指定
昭和 13（1938）年	講堂、聖廟、神社等 25 棟が旧国宝に指定
昭和 25（1950）年	講堂、聖廟、神社等 25 棟が重要文化財に指定
昭和 28（1953）年	講堂が国宝に指定
昭和 29（1954）年	特別史跡に指定
昭和 34（1959）年	講堂・聖廟等の保存修復工事竣工
昭和 39（1964）年	岡山県立和気高等学校閑谷校舎閉校
平成 13（2001）年	閑谷学校資料館が登録有形文化財に登録
平成 14（2002）年	閑谷学校関係資料が重要文化財に指定
平成 17（2005）年	黄葉亭、小斎や屋根葺替等修復工事
平成 22（2010）年	岡山県が「特別史跡旧閑谷学校保存管理計画」を策定
平成 27（2015）年	「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が日本遺産認定

表 4-4 閑谷学校の主たる建造物

名称	創建年	修復・復元等	指定	沿革等
(1) 当初建造物				
講堂	元禄 14（1701）年	修復：昭和 34（1959）年～ 昭和 36（1961）年	国宝	附壁書・丸瓦 壁書は講堂に掲示、丸瓦は文庫に保存
小斎	延宝 5（1677）年	修復：昭和 34（1959）年～ 昭和 36（1961）年	重要文化財	—

習芸齋及び飲室	元禄 14(1701)年	修復：昭和 34(1959)年～ 昭和 36(1961)年	重要文化財	—		
文庫	延宝 5 (1677)年	—		—		
公門附左右練塀	元禄 14(1701)年 頃			—		
聖廟大成殿	貞享元(1684)年			—	せいがん 附聖龕	
聖廟厨屋・ 繫牲石					—	
聖廟文庫					—	
聖廟外門・ 練塀・石階					—	
校門（鶴鳴門）附左右練塀・石橋					修復：寛政元(1789)年 昭和 27(1952)年～ 昭和 45(1970)年 昭和 47(1972)年	『詩経』「小雅」典拠から「鶴鳴門」といわれる
聖廟東階・西階					—	—
聖廟中庭					—	—
閑谷神社本殿					修復：昭和 36(1961)年～ 昭和 38(1963)年	旧閑谷学校放烈祠
閑谷神社幣殿					修復：平成 27(2015)年～ 平成 28(2016)年	旧閑谷学校放烈祠階
閑谷神社拜殿					—	旧閑谷学校放烈祠中庭
閑谷神社中門・練塀・石階					—	旧閑谷学校放烈祠外門
閑谷神社神庫					修復：安永 4 (1775)年	旧閑谷学校放烈祠庫
閑谷神社繫牲石					—	旧閑谷学校放烈祠
石塀附飲室門			元禄 14(1701)年		修復：昭和 36(1961)年～ 昭和 37(1962)年	—
火除山		近世	—		特別史跡	—
泮池						
椿山	元禄 15(1702)年	—	特別史跡・名勝附	—		
黄葉亭	文化 10(1813)年					
石門	元禄 10(1697)年					

津田永忠宅跡	宝永元(1704)年			
(2) 関連建造物				
閑谷学校資料館	明治 38(1905)年	—	国登録有形文化財	

*表 4-4 で示した資産はすべて特別史跡の指定範囲内に位置している。

(3) 咸宜園

咸宜園は大きく分けて東家側と西家側に分かれているが、いずれも市の所有地となっており、史跡として保護されている。

東家側には塾主の居宅である秋風庵^{しゅうふうあん}や書齋^{えんしろう}の遠思楼^{えんしろう}が現存し、保存修復工事が完了している。また、平成 4 (1992)年から平成 15 (2003)年にかけて、11 度におよぶ発掘調査を行い、東塾(寮舎)^{ぼいかう}、梅花塙^{しょういんどう}、招隠洞などの建物について基礎や位置・範囲が判明しており、現存はしないものについても遺構が良好な状態で保存されている。

遠思楼は明治 7 (1874)年、日田市中城町に移築されたが、昭和 28 (1953)年に史跡内に再移築された。再移築にあたっては平成 11 (1999)年度の調査を基に復元した。

一方、西家側の建物は明治 22 (1889) 年に日田郡役所に活用されたことに始まり、平成 28 (2016) 年まで九州労働金庫日田支店の敷地として利用され、現在は井戸が現存する。平成 30 (2018) 年度より発掘調査による遺構確認調査が始まり、廣瀬淡窓^{こうはんろう}の居宅の考槃楼^{こうはんろう}については遺構が確認できなかったが、その他の講堂や西塾・南塾(寮舎)などについては、発掘調査中であり、遺構が確認された場合は、重要な遺構として原位置において確実に保存を図ることとしている。このように、咸宜園では現存する建造物の位置・セッティングは良好に保存され、地下遺構の保存も含め、顕著な普遍的価値は継承されている。



写真 4-3 西家の発掘調査

表 4-5 咸宜園の法的保護、修復・整備の経緯

年号(西暦)	法的保護、修復・整備の内容
昭和 7 (1932)年	史蹟指定
平成元(1989)年	史跡指定地内にあった市立淡窓図書館が移転
平成 4 (1992)年度	「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」策定 発掘調査開始(～平成 15 (2003)年度)
平成 5 (1993)年度	秋風庵保存修復工事(～平成 8 (1996)年度)
平成 8 (1996)年度	遠思楼保存修復工事(～平成 12 (2000)年度)
平成 9 (1997)年度	史跡地内公有化に着手、井戸屋形工事
平成 10 (1998)年度	風呂・便所棟工事

平成 13(2001)年度	史跡東側の公有化が完了
平成 14(2002)年度	東塾跡遺構確認
平成 15(2003)年度	史跡の環境整備工事を中心とした史跡咸宜園跡保存整備事業(～平成 26(2014)年度)に着手
平成 17(2005)年度	咸宜園のガイダンス施設建設を検討
平成 19(2007)年度	書蔵庫保存修復工事(～平成 21(2009)年度) 咸宜園教育研究センター建設事業(～平成 21(2009)年度)に着手(国土交通省「まちづくり交付金」事業を活用)
平成 20(2008)年度	咸宜園教育研究センター建設工事(～平成 21(2009)年度)に着手
平成 21(2009)年度	史跡地内の環境整備(史跡咸宜園跡保存整備事業)に着手
平成 22(2010)年度	秋風庵屋根・壁, 井戸屋形屋根修復工事(史跡咸宜園跡保存整備事業) 「咸宜園教育研究センター」が開館 東塾跡建物復元に伴う遺構確認調査を実施
平成 23(2011)年度	史跡地内の環境整備(史跡咸宜園跡保存整備事業)を実施
平成 24(2012)年度	史跡地内の環境整備(史跡咸宜園跡保存整備事業)を実施
平成 25(2013)年度	東塾・講堂・招隠洞・梅花塙・井戸・石組水路跡の平面展示および史跡地内の環境整備(史跡咸宜園跡保存整備事業)を実施
平成 26(2014)年度	史跡地内の環境整備(史跡咸宜園跡保存整備事業)を実施・完了
平成 27(2015)年	「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が日本遺産認定
平成 30(2018)年～	史跡西側の発掘調査

表 4-6 咸宜園の主たる建造物

名称	創建年	修復・復元等	指定	沿革等
(1) 当初建造物				
秋風庵	天明元(1781)年	修復：平成 5 (1993)年～ 平成 8 (1996)年	—	後世の改変について履歴調査に基づき, 半解体の復元修復工事を実施。
遠思楼	嘉永 2 (1849)年	移築：明治 7 (1874)年 昭和 28(1953)年 修復：平成 8 (1996)年～ 平成 12(2000)年		明治時代に移築され, 改変されており, 昭和 28(1953)年に史跡地内に再移築された。

風呂・便所棟	19世紀中頃	修復：平成10(1998)年		後世に改変が加えられ、損傷も認められた。発掘調査により便壺や基礎が確認され、廣瀬淡窓旧宅の隠宅便所を参考に復元した。
書蔵庫	明治23(1890)年	修復：平成19(2007)年～平成21(2009)年	—	原位置地下に廣瀬淡窓時代の遺構(梅花塙)が確認されたため、史跡地内に曳屋移設後、保存修復工事を行い、保存状況は良好。
井戸	文政2(1819)年	—		西家の敷地の一角に現存している。
(2) 復元建造物				
井戸屋形	不明	復元：平成9(1997)年 修復：平成22(2010)年	—	後世に改変が加えられており、原形をとどめていなかった。発掘調査により確認された側石の痕跡と市内に現存する井戸の類例を参考に、洗い場や排水溝の復元工事を行った。
(3) 地下遺構				
東塾跡	文政7(1824)年	—	—	建物範囲については、発掘調査で正確に記録し、確実に保存を図っている。
梅花塙跡	天保元(1830)年			建物の基礎遺構は発掘調査で原位置が確認されて正確に記録し、確実に保存を図っている。
招隠洞跡	天保3(1832)年			

*表4-6で示した資産はすべて史跡の指定範囲内に位置している。

(4) 豆田町

現在、重要伝統的建造物群保存地区内（約 10.7ha）には、伝統的建造物として特定された建築物 174 件、工作物 86 件、環境物件 39 件が保存されている。それらは文化財保護法及び日田市伝統的建造物群保存地区保存条例により、現状変更の規制やその他保存のために必要な措置が講じられ、歴史的・文化的景観とともに良好に保存されている。伝統的建造物群保存地区制度の導入が住民同意により進められてきた経緯からも、住民主体によるまちづくりとともに保存活動が日々推進されている。さらに、将来的な保存について、行政からの技術的な指導・助言のほか、物件の修復等に対して市が定めた補助金交付制度が利用できるほか、「日田市豆田町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を定めて、建築基準法による制限を緩和し、建造物の保存に対する必要な支援や方策が図られている。

地区内にある長福寺境内には重要文化財の本堂をはじめ、山門、鐘楼、経蔵、常灯明堂など計 5 棟が現存する。淡窓が最初に塾を開いたのは当境内の学寮であり、学寮の建物基礎の一部が良好に保存されている。また、廣瀬淡窓旧宅は主屋、座敷、隠宅、蔵など計 10 棟が往時の構えをよくとどめているほか、咸宜園出身者の居宅や塾の運営に貢献した草野家住宅や旧手島家住宅などの建築物が良好に残る。そのほか、咸宜園出身者が師匠を務めた手習塾（寺子屋）の三遷堂の主屋が残っており、良好に保存されている。

このように、豆田町における近世日本の教育遺産に関する資産は、現存する建造物、地下遺構ともに良好な状態を保っており、構成資産の顕著な普遍的価値が継承されている。

表 4-7 豆田町の法的保護、修復・整備の経緯

年号(西暦)	法的保護、修復・整備の内容
平成 3 (1991) 年	日田市景観ガイドプランの策定、日田市都市景観条例の制定
平成 10 (1998) 年	景観助成制度開始
平成 14 (2002) 年	豆田地区町並み保存対策調査実施
平成 15 (2003) 年	日田市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
平成 16 (2004) 年	豆田町が重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 17 (2005) 年	修復修景事業の開始
平成 18 (2006) 年	長福寺本堂が重要文化財に指定
平成 21 (2009) 年	草野家住宅が重要文化財に指定
平成 25 (2013) 年	廣瀬淡窓旧宅が史跡に指定
平成 27 (2015) 年	「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が日本遺産認定

表 4-8 豆田町の主たる建造物

名称	創建年	修復・復元等	指定	沿革等
(1) 当初建造物				
長福寺	寛文 9 (1669) 年	修復：平成 14 (2002) 年～ 平成 17 (2005) 年 平成 19 (2007) 年 平成 27 (2015) 年	重要文化財 (本堂)	本堂や経蔵, 常夜明堂など当時の建物の大半が残り, 保存状況は良好。
廣瀬淡窓旧宅	天保 4 (1833) 年	修復：平成 30 (2018) 年～	史跡	天保 4 (1833) 年以降, 慶応 4 (1868) 年までに建築・増築された主屋, 座敷など計 12 棟が良好に残る。
草野家住宅	安永 7 (1778) 年	修復：昭和 63 (1988) 年 平成 7 (1995) 年～ 平成 11 (1999) 年 平成 27 (2015) 年～	重要文化財	享保年間から明治期までに建設された主屋ほか 8 棟は全て重要文化財で, 保存状況は良好である。
旧千原家住宅	宝暦 7 (1757) 年	—	—	宝暦年間から大正時代までの主屋ほか計 13 棟が現存し, 保存状態は良好。
旧手島家住宅	元禄 11 (1698) 年			現在は主屋及び座敷が良好に残る。
三遷堂	18 世紀頃			18 世紀頃と思われる主屋が残り, 保存状況は良好である。敷地内に事跡を物語る顕彰碑が残る。
(2) 地下遺構				
長福寺学寮跡	宝暦 9 (1759) 年	—	—	—

*表 4-8 で示した資産はすべて重要伝統的建造物群保存地区内に位置している。

(5) 弘道館

弘道館は、戦争・地震等の損傷や、近代以後の学校施設への転用等により、往時の敷地の約3分の1が特別史跡として保護・保存されている。

特別史跡内の多くの構成要素が、太平洋戦争時の空襲や平成23(2011)年の東日本大震災により被災したが、文化財保護法に基づき、修復されている。

主なものとして、正庁・至善堂^{しぜんどう}は不同沈下と屋根瓦の一部に被害が生じ、また種梅記碑^{しゅばいきひ}も傾くなどの被害が生じた為、文化庁の主導によりそれぞれ修復した。さらに、弘道館記碑も太平洋戦争時に落下した焼夷弾により生じたクラックの部分から碑面の大部分が剥落した為、修復した。正門の塀は、塀の白壁部分の剥落が発生したため、文化庁の主導で修復した。



写真 4-4 東日本大震災後に修復した弘道館記碑

このように、特別史跡内の重要文化財に指定されている建造物をはじめ、往時の主要な建物跡や石碑等が、地形・地割とともに、良好な状態で保存され、構成資産の顕著な普遍的価値は継承されている。

表 4-9 弘道館の法的保護、修復の経緯

年号(西暦)	法的保護、修復の内容
明治4(1871)年	廃藩置県により、陸軍省の管理となる。
明治8(1875)年	公園指定
明治14(1881)年	内務省所管となり、茨城県の管理となる。
明治25(1892)年	管理を茨城県から水戸市に移管
大正9(1920)年	公園管理規制が定められ、管理を水戸市から茨城県に移管
大正11(1922)年	史蹟指定
昭和27(1952)年	特別史跡指定
昭和32(1957)年	茨城県都市公園条例制定、都市公園に指定
昭和34(1959)年	弘道館保存修復工事着工
昭和38(1963)年	弘道館保存修復工事竣工
平成23(2011)年	東日本大震災により被災
平成26(2014)年	東日本大震災に伴う修復工事竣工
平成27(2015)年	「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」が日本遺産認定
平成29(2017)年	特別史跡「旧弘道館」保存活用計画策定

表 4-10 弘道館の主たる建造物

名称	創建年	修復・復元等	指定	沿革等
(1) 当初建造物				
正門附塀	天保 12(1841)年	修復：昭和 38(1963)年 平成 26(2014)年	重要文化財	—
正庁				
至善堂		—	—	平成 21(2009)年に 鐘のレプリカを作成し、本物は別室に 保管している。
番所				
鐘楼				
弘道館記碑		修復：昭和 47(1972)年 平成 25(2013)年	—	—
孔子廟戟門		修復：昭和 45(1970)年 平成 26(2014)年		
要石歌碑		—		
種梅記碑	修復：平成 25(2013)年			
堀・土塁	修復：平成 18(2006)年	県指定文化財	—	
(2) 復元建造物				
国老詰所	天保 12(1841)年	復元：昭和 38(1963)年 修復：平成 26(2014)年	—	明治元(1868)年の 弘道館の戦いで焼 失したと考えられ る。
八卦堂		復元：昭和 28(1953)年 修復：平成 25(2013)年		太平洋戦争時の空 襲により焼失。
孔子廟		復元：昭和 45(1970)年 修復：平成 26(2014)年		
鹿島神社		移築：昭和 50(1975)年	市指定文化財	太平洋戦争時の空 襲により焼失。再建 にあたって、伊勢神 宮別宮「風日祈宮」 の旧殿一式が特別 譲与された。

*表 4-10 で示した資産はすべて史跡の指定範囲内に位置している。

(6) 偕楽園

偕楽園は、近代以後、観光地として発展したが、史跡・名勝として保護・保存されている。構成要素のうち、好文亭は、昭和 20(1945)年の太平洋戦争時の空襲により焼失したが、東京藝術大学に所蔵されていた明治期の詳細な見取図や昭和 13(1938)年に作成された実測図等を基に昭和 33(1958)年に復元された。同じく、奥御殿も太平洋戦争時の空襲及び昭和 44(1969)年の落雷により焼失したが、昭和 48(1973)年、昭和 33(1958)年の復元時の資料や焼跡より採集された建具等の資料を基に、創建当初の位置に復元されている。

また、平成 23(2011)年の東日本大震災により、南崖斜面の地割れや好文亭の棟瓦のずれ、黄土壁の剥落・亀裂、建具の損傷などが発生した。被災した文化財は、文化庁文化財部に指導を仰ぎ、修復した。

さらに、一の木戸や中ノ門、芝前門、櫓門は「好文亭四季模様之図」や「偕楽園図」等の古絵図等の史料に基づき、厳密な考証を経て復元されている。

一方で、表門や偕楽園記碑、水戸八景みとはっけいせんこのぼせつひ偃湖暮雪碑のように戦火や災害による被害を免れ、創建当時の姿を保っている構成要素も存在する。

なお、弘道館と一対の教育施設として重要な構成要素の位置・セッティングは、創建時のまま、良好な状態で保存されており、構成資産の顕著な普遍的価値は継承されている。

表 4-11 偕楽園の法的保護、修復・整備の経緯

年号(西暦)	法的保護、修復・整備の内容
明治元(1868)年	国(大蔵卿)の管理となる。
明治 6(1873)年	太政官正院達第 16 号に基づく公園指定を受け、茨城県の管理となる。同年園内取締規則を頒布(県布告第 226 号)、常磐公園と改称
明治 25(1892)年	管理を茨城県から水戸市に移管
大正 9(1920)年	管理を水戸市から茨城県(庶務課)に移管
大正 11(1922)年	史蹟及び名勝指定
昭和 6(1931)年	管理を茨城県庶務課から茨城県土木課に移管
昭和 20(1945)年	アジア・太平洋戦争に伴う空襲により好文亭・奥御殿が焼失
昭和 25(1950)年	管理を茨城県土木課から茨城県商政課(現観光物産課)に移管
昭和 30(1955)年	資料調査成果を基に、好文亭、奥御殿、諸門、塀、垣根の復元工事着工
昭和 33(1958)年	好文亭、奥御殿、諸門、塀、垣根の復元工事竣工
昭和 44(1969)年	落雷により、奥御殿・橋廊下が焼失
昭和 48(1973)年	奥御殿・橋廊下を復元
昭和 54(1979)年	好文亭・諸門の修復、屋根柿葺の葺替工事着工
昭和 55(1980)年	好文亭・諸門の修復、屋根柿葺の葺替工事竣工
平成 8(1996)年	管理を茨城県観光物産課から茨城県公園街路課に移管
平成 19(2007)年	茨城県が「偕楽園(史跡及び名勝常磐公園)保存活用計画」を策定

平成 23(2011)年	東日本大震災により好文亭・南崖が被災
平成 24(2012)年	好文亭・南崖を修復
平成 27(2015)年	「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が日本遺産認定

表 4-12 偕楽園の主たる建造物等

名称	創建年	修復・復元年	指定	沿革等	
(1) 当初建造物					
表門	天保 13(1842)年	修復：昭和 33(1958)年 昭和 55(1980)年	—	—	
偕楽園記碑	天保 5 (1834)年	—			太平洋戦争に伴う空襲及び東日本大震災による被災を免れている。
水戸八景 儼湖暮雪碑				明治 6 (1873) 年、梅林の一部が常磐神社境内地として割譲されたが、往時の地割は維持されている。 文化財保護法の下、往時の景観を維持するために、樹木の剪定・伐採等が定期的に行われている。	
梅林	天保 13(1842)年			—	文化財保護法の下、往時の景観を維持するために、剪定・伐採等が定期的に行われている。
土塁	近世初期～			—	文化財保護法の下、往時の景観を維持するために、剪定・伐採等が定期的に行われている。
大杉森・孟宗竹林					—
桜山・丸山	—			—	—
吐玉泉	天保 5 (1842) 年		—	—	泉石は常陸太田市真弓山の大理石で寒水石とも言う。現在の泉石は 4 代目で、昭和 62 (1987) 年に設置した。
(2) 復元建造物					
好文亭	天保 13(1842)年	復元：昭和 33(1958)年 修復：平成 26(2014)年	—	太平洋戦争時の空襲により焼失。	

奥御殿	天保 13(1842)年	復元：昭和 33(1958)年 昭和 48(1973)年 修復：平成 26(2014)年	—	太平洋戦争時の空襲及び落雷により焼失。
一の木戸		復元：昭和 33(1958)年		「好文亭四季模様之図」や「偕楽園図」等の古絵図等の史料に基づき復元。
中ノ門		修復：昭和 55(1980)年		
芝前門				
櫓門		復元：平成 6(1994)年		

*表 4-12 で示した資産はすべて史跡の指定範囲内に位置している。

4.2 資産に影響を与える諸条件

提案資産に影響を与える可能性があるものは、開発による負荷、環境負荷、自然災害、来訪者及び観光による影響等である。なお、我々の提案する6資産については、下記で記載するとおり各資産に影響を与える諸要因への対策を適切に講じている。

4.2.1 開発による負荷

提案資産は、特別史跡、史跡、名勝、重要伝統的建造物群保存地区から構成されるが、いずれも指定地内では、工作物・建築物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為を行う場合に、文化財保護法の下に、それらの規模・形態・構造に関する規制(建築物又は工作物に関しては、それらの規模・形態・構造等に関する規制を含む)が行われている。また、指定地周囲は都市計画法、景観法及び景観条例、風致地区条例等の下、規模、形態・構造に関する規制及び誘導(建築物又は工作物に関しては、それらの規模・形態・構造等に関する規制及び誘導を含む)が行われている。

今後は、緩衝地帯の設定など、開発による負荷を最小限に留めるための方策について、関係機関と協議を進める。

4.2.2 環境負荷

提案資産が所在する各自治体では、環境基本条例の制定や環境基本計画等を策定し、市全体環境の状況、環境の保存及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を取りまとめている。提案資産の指定地内及び指定地周辺において、酸性雨を含む大気汚染が引き起こす被害等、資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させる自然的環境の変化はこれまで報告されていない。しかし、今後、周辺環境の変化による構成資産への悪影響も考えられるため、各自治体による取組を行っていく。

4.2.3 自然災害と危機管理

提案資産における災害としては台風・大雨・火災・地震等が考えられる。台風・大雨に対しては、指定地内に雨水排水設備や避雷設備を設けるとともに、歴史的建造物や石碑等の重要な構成要素の部材の破損または劣化に関して定期的な点検を実施し、本来保持している構造耐力を失わないよう管理している。

火災に対しては、職員による自衛消防隊の組織や消火栓・貯水槽・放水銃・ドレンチャー、火災報知設備等の設置と日常的な消火設備の点検、昼間・夜間の巡視を行っている。

地震に対しては、建物への耐震化補強を実施するとともに、避難訓練を実施し、避難経路や待機場所の確認等を行っている。

なお、自然災害に対しては、これまで構成資産内の歴史的建造物の倒壊や人命にかかわるような大きな被害は出ていない。しかしながら、近年の国内における地震や豪雨の発生状況をみると、先例に捉われない対策が求められることから、提案資産の来訪者に対しての防災のための標識等の設置を図っている。その他にも各自治体によるハザードマップや安全管理マニュアルの作成、関係者への指導・徹底、連絡網の整備等も推進している。

このように万一、災害が発生した場合においても、速やかに現状復旧の対策を講じるための制度及び体制が各市にて整えられている。今後、水戸市、足利市、備前市、日田市で構成する「教育遺産世界遺産登録推進協議会」にて積極的な情報共有を行うとともに、提案資産すべてを包括する保存管理計画を策定することで、提案資産をより一層保護する体制を構築する。

4.2.4 来訪者及び観光による影響

提案資産の管理者は、建造物等の保存を考慮した上で、公開の範囲や時間を定めて一般に公開している。来訪者及び観光による影響が資産の顕著な普遍的価値を低下させることがないよう、巡視及び監視の体制を整備しているが、毀損、悪戯、盗難等の被害が生じる可能性も完全には排除できないことから、建造物等を守るために防犯カメラ等の防犯警備施設を設置し



写真 4-5-6 設置した放水銃(咸宜園)



写真 4-7 太平記館駐車場(足利学校)

ている。

各構成資産とその周辺の地域には、公開・活用に必要とされる案内所・休憩施設・駐車場・便所・解説板・道標などの便益施設を適切に配備している。

4.2.5 資産と緩衝地帯の居住者人口

緩衝地帯内の居住者数は今後、検討していくため、現時点では未定。なお、豆田町に関しては、伝統的建造物群保存地区内の居住者数は538人である。